

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
1	機船船びき網いwash船びき網		0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県熊毛郡及び光市地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡平生町に漁業根拠地を有する者	○	○
2	機船船びき網いwash船びき網		0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県柳井市阿月地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町を除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
3	機船船びき網いwash船びき網		0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県大島郡旧橋町地先(ただし、日良居、浮島地先を除く。)及び大島郡旧東和町地先のうち、大島郡周防大島町外入大三郎鼻先端と大島郡周防大島町立島東端から真東方向1,000メートルの点を結んだ線以西の区域。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町(同郡周防大島町大字浮島、日良居を除く)に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
4	機船船びき網いwash船びき網		0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県大島郡周防大島町地先(旧大島郡東和町地先に限る)(大島北部の東和町地先)	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
5	機船船びき網さより船びき網		0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:70隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県内海	10月10日から翌年5月10日まで	山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
6	刺し網	ぼら罠刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	別記73に掲げる区域内の光市地先	1月1日から12月31日まで	山口県光市に漁業根拠地を有する者	○	○
7	刺し網	ぼら罠刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	5トン未満	定めなし	別記73に掲げる区域内の田布施町地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡田布施町に漁業根拠地を有する者	○	○
8	刺し網	ぼら罠刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	5トン未満	定めなし	別記73に掲げる区域内の平生町地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡平生町に漁業根拠地を有する者	○	○
9	刺し網	ぼら罠刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	5トン未満	定めなし	別記73に掲げる区域内の室津地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
10	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	別記73に掲げる区域内の上関町長島細越から赤石鼻、戸津、白井田を経て現後鼻に至る間の地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津、同町四代、同町祝島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
11	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:45隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の大島郡、岩国市柱島及び柳井市平郡諸島地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町除く)、大島郡周防大島町及び岩国市柱島に漁業根拠地を有する者	○	○
12	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の柳井市、玖珂郡、岩国市(旧玖珂郡由宇町の地先に限る)地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、玖珂郡和木町、岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
13	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の柳井市伊保庄地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
14	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の柳井市(旧玖珂郡大島町地先を除く)地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
15	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の柳井市(旧玖珂郡大島町及び平郡諸島地先を除く)地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
16	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の柳井市阿月相の浦及び池の浦地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
17	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)、柳井市(平郡諸島を除く)及び玖珂郡地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡除く)、岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○
18	刺し網	ぼら囲刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の岩国市(島しょ部を除く)地先	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(島しょ部除く)に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
19	刺し網	ぼら罟刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の岩国市柱島地先	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
20	刺し網	ぼら罎刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	定めなし	別記52区域内の大島郡(旧大島郡大島町地先に限る)地先	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
21	刺し網	きす流刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:24隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から11月30日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町除く)及び大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄、旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
22	刺し網	きす流刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:44隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から11月30日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町に限る)、岩国市及び大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄及び旧大島郡大島町除く)、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○
23	刺し網	さより刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:11隻)	5トン未満	定めなし	別記16、別記17、別記18及び別記19	8月16日から9月30日	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
24	刺し網	さより刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	5トン未満	定めなし	別記44	8月16日から9月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町日良居に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
25	刺し網	さより刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	別記35、別記36及び別記37	8月16日から9月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
26	刺し網	さより刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:32隻)	5トン未満	定めなし	別記27及び別記28	8月10日から10月9日	山口県岩国市(同市通津、旧玖珂郡由宇町、柱島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
27	刺し網	あじ、さば流刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:23隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海	3月1日から11月30日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
28	刺し網	さわら、たい、まながつお流刺し網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:39隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海	3月1日から12月31日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
29	たこつぼ	たこつぼ	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	5トン未満	定めなし	熊毛郡上関町祝島東端と愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台を見通した線以東の山口県内海。ただし、共同漁業権設定区域を除く。	3月1日から9月19日まで及び10月21日から10月31日まで	山口県柳井市(同市平郡に限る)及び大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
30	まき餌釣り	まき餌釣り	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:97隻)	定めなし	定めなし	山口県光市以東の山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
31	いか巣網	いか巣網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記53	4月20日から6月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
32	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	3トン未満		別記54	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○
33	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	3トン未満		別記55	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○
34	小型機船底びき網	手繰第二種(餌びき網)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	3トン未満		別記56	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡平生町に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継	
		漁業種類	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
35	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	3トン未満		別記57	1月1日か ら12月31 日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室 津、同町四代、同町祝島除く)に 漁業根拠地を有する者のうち、 小型機船底びき網手繰第一種 (小手繰網)若しくは第二種(え びこぎ網又は大島水道を操業区 域とする餌びき網)の許可を有し ない者	○	○
36	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:8隻)	3トン未満		別記58	1月1日か ら12月31 日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室 津、同町四代、同町祝島除く)に 漁業根拠地を有する者のうち、 小型機船底びき網手繰第一種 (小手繰網)若しくは第二種(え びこぎ網又は大島水道を操業区 域とする餌びき網)の許可を有し ない者	○	○
37	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:11隻)	3トン未満		別記59	1月1日か ら12月31 日まで	山口県熊毛郡上関町(同町祝島 に限る)に漁業根拠地を有する 者のうち、小型機船底びき網手 繰第一種(小手繰網)若しくは第 二種(えびこぎ網又は大島水道 を操業区域とする餌びき網)の 許可を有しない者	○	○
38	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	3トン未満		別記60	1月1日か ら12月31 日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津 に限る)に漁業根拠地を有する 者のうち、小型機船底びき網手 繰第一種(小手繰網)若しくは第 二種(えびこぎ網又は大島水道 を操業区域とする餌びき網)の 許可を有しない者	○	○
39	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:7隻)	3トン未満		別記61	1月1日か ら12月31 日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧 玖珂郡大島町除く)に漁業根拠 地を有する者のうち、小型機船 底びき網手繰第一種(小手繰 網)若しくは第二種(えびこぎ網 又は大島水道を操業区域とする 餌びき網)の許可を有しない者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継	
		漁業種類	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
40	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	3トン未満		別記62	1月1日か ら12月31 日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大 島郡久賀町に限る)に漁業根拠 地を有する者のうち、小型機船 底びき網手繰第一種(小手繰 網)若しくは第二種(えびこぎ網 又は大島水道を操業区域とする 餌びき網)の許可を有しない者	○	○
41	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	3トン未満		別記63	1月1日か ら12月31 日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大 島郡東和町に限る)に漁業根拠 地を有する者のうち、小型機船 底びき網手繰第一種(小手繰 網)若しくは第二種(えびこぎ網 又は大島水道を操業区域とする 餌びき網)の許可を有しない者	○	○
42	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:4隻)	3トン未満		別記64	1月1日か ら12月31 日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大 島郡東和町に限る)に漁業根拠 地を有する者のうち、小型機船 底びき網手繰第一種(小手繰 網)若しくは第二種(えびこぎ網 又は大島水道を操業区域とする 餌びき網)の許可を有しない者	○	○
43	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:2隻)	3トン未満		別記65	1月1日か ら12月31 日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大 島郡橋町安下庄に限る)に漁業 根拠地を有する者のうち、小型 機船底びき網手繰第一種(小手 繰網)若しくは第二種(えびこぎ 網又は大島水道を操業区域とす る餌びき網)の許可を有しない 者	○	○
44	小型機船底 びき網	手繰第二種(な まこぎ網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:7隻)	3トン未満		別記73	11月1日か ら3月31日 まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、 同郡平生町及び同郡上関町に 漁業根拠地を有する者のうち、 No.49の許可を有しない者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
45	小型機船底びき網	手繰第二種(なまこぎ網)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:29隻)	3トン未満	/	別記52	11月8日から3月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.49の許可を有しない者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
46	小型機船底 びき網	手繰第三種(貝 桁網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:40隻)	5トン未満		別記73	11月10日 から3月31 日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、 同郡平生町及び同郡上関町に 漁業根拠地を有する者	○	○
47	小型機船底 びき網	手繰第三種(貝 桁網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:82隻)	5トン未満		別記52	12月7日 から4月19日 まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡 周防大島町及び玖珂郡和木町 に漁業根拠地を有する者	○	○
48	小型機船底 びき網	手繰第三種(な まこ桁網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	3トン未満		別記73	11月1日 から3月31日 まで	山口県光市に漁業根拠地を有 する者のうち、No.49の許可を有 しない者	○	○
49	小型機船底 びき網	手繰第三種(桁 網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:100隻)	5トン未満		山口県内海	11月10日 から4月19日 日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根 拠地を有する者のうち、小型機 船底びき網手繰第一種(小手繰 網)若しくは第二種(餌びき網) の許可を有しない者		○
50	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記1及 び別記15以外の共同漁業権 設定区域を除く。	1月1日 から12月31日 まで	山口県光市(同市牛島除く)に漁 業根拠地を有する者	○	○
51	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:13隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記4、 別記5、別記6、別記7及び別 記15以外の共同漁業権設定 区域を除く。	1月1日 から12月31 日まで	山口県熊毛郡田布施町及び同 郡平生町に漁業根拠地を有す る者	○	○
52	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:13隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記8、 別記14及び別記15以外の共 同漁業権設定区域を除く。	1月1日 から12月31 日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津 に限る)に漁業根拠地を有する 者	○	○
53	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:3隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記9、 別記10、別記11、別記14及 び別記15以外の共同漁業権 設定区域を除く。	1月1日 から12月31 日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室 津、同町祝島、同町四代除く)に 漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
54	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記12、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町四代に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
55	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記13、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町祝島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
56	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:27隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町を除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
57	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
58	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
59	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(旧玖珂郡由宇町(神東除く)に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
60	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市通津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
61	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:59隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島、同市通津、旧玖珂郡由宇町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
62	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
63	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
64	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:43隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
65	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:16隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町浮島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
66	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町日良居に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
67	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:21隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町安下庄に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
68	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:16隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡久賀町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
69	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
70	かご	かにかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	別記66	6月1日から11月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡久賀町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
71	かご	かにかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:58隻)	5トン未満	定めなし	別記67	6月1日から11月30日	山口県岩国市(同市柱島、同市通津、旧玖珂郡由宇町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
72	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	5トン未満	定めなし	別記1	1月1日から12月31日まで	山口県光市(同市牛島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
73	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:27隻)	5トン未満	定めなし	別記4、別記5、別記6及び別記7	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡田布施町及び同郡平生町に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
74	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	5トン未満	定めなし	別記8及び別記14	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
75	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	5トン未満	定めなし	別記9、別記10、別記11及び別記14	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津、同町四代、同町祝島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
76	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記12及び別記14	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町四代に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
77	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	5トン未満	定めなし	別記13及び別記14	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町祝島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
78	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記16、別記17、別記18及び別記19	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
79	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	別記20、別記21及び別記22	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
80	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:15隻)	5トン未満	定めなし	別記21及び別記23	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(旧玖珂郡由宇町神東に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
81	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記24及び別記25	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(旧玖珂郡由宇町(神東除く)に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
82	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記26	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市通津に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
83	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:114隻)	5トン未満	定めなし	別記27及び別記28	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島、同市通津、旧玖珂郡由宇町を除く)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
84	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記30、別記31、別記32、別記33及び別記34	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
85	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
86	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:71隻)	5トン未満	定めなし	別記45、別記46、別記47、別記48、別記49、別記50及び別記51	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
87	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記44	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町日良居に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
88	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	5トン未満	定めなし	別記38及び別記39	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
89	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:17隻)	5トン未満	定めなし	別記40、別記41、別記42及び別記43	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡久賀町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
90	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	5トン未満	定めなし	別記22、別記35、別記36及び別記37	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
91	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:20隻)	5トン未満	定めなし	別記68	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄、旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.72～No.90の許可を有しない者	○	
92	かご	雑魚かご(大島水道)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:12隻)	5トン未満	定めなし	別記69	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡、旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
93	かご	雑魚かご(大島水道)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記70	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町)に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
94	かご	雑魚かご(大島水道)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	定めなし	別記71	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
95	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記1及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県光市(同市牛島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
96	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:12隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記4、別記5、別記6、別記7及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡田布施町及び同郡平生町に漁業根拠地を有する者	○	○
97	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記8、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
98	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記9、別記10、別記11、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津、同町祝島、同町四代除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
99	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記12、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町四代に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
100	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記13、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町祝島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
101	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:27隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町を除く)に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
102	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
103	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
104	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(旧玖珂郡由宇町(神東除く)に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
105	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市通津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
106	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:59隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島、同市通津、旧玖珂郡由宇町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
107	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
108	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○
109	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:43隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
110	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:16隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町浮島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
111	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:9隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町日良居に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
112	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:21隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
113	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:16隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡久賀町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
114	かご	あなごかご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記52以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
115	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	5トン未満	定めなし	別記73	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
116	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:19隻)	5トン未満	定めなし	別記73	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
117	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	5トン未満	定めなし	別記73	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
118	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	5トン未満	定めなし	別記73	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
119	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記73	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
120	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	5トン未満	定めなし	別記73	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
121	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
122	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
123	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:15隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
124	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
125	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
126	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:114隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
127	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
128	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
129	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:72隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
130	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
131	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
132	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:17隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
133	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	5トン未満	定めなし	別記52	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91、No.134の許可を有しない者	○	○
134	かご	雑魚かご	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:20隻)	5トン未満	定めなし	別記68	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄、旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.72～No.90、No.115～No.133の許可を有しない者	○	
135	かご	雑魚かご(大島水道)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:12隻)	5トン未満	定めなし	別記69	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡、旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
136	かご	雑魚かご(大島水道)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	5トン未満	定めなし	別記70	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町)に漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条 第1項 第1号 継続	第14条 第1項 第4号 承継	
		漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
137	かご	雑魚かご(大島水道)	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	5トン未満	定めなし	別記71	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
138	建網	建網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	5トン未満	定めなし	別記72	4月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄、旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	
139	ごち網	たいーそうローラーごち網	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:114隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
140	はえ縄	ふぐはえ縄	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:62)隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
141	はえ縄	たい、はも、あなごはえ縄	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の数:149隻)	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○